

県施設における障害者減免措置の拡充について

2025 年 4 月 1 日

令和 7 年 4 月 1 日より、障害者減免が下記のとおりとなります

今年度より、兵庫県の方針により県立施設における障害者の利用にかかる減免率の拡充を実施します。
内容につきましては、以下のとおりとなっております

〈内容〉

(1) 個人利用

介護者が利用する場合の観覧料及び施設使用料を、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する者 1 人につき、その介護者 1 人については無料とする。(現行 50%減免)

(2) 団体（専用）利用

障害者が団体（専用）利用する場合の観覧料及び施設使用料にかかる減免率を、75%に拡充する。

区 分		現 行	改正後
個人	障害者	50%減免	(現行どおり)
	介護者	50%減免	100%減免（無料）
団体（専用）利用		50%減免	75%減免

兵庫県立但馬牧場公園

(1) 施設利用料（H29.4.1~）

	一般		障害者	
共同利用	大人	150 円	大人	50 円
	小人	50 円	小人	30 円
			介護者	無料
専用利用	午前	4,200 円	午前	1,050 円
	午後	5,600 円	午後	1,400 円

※別途、材料費はかかります。

※障害者 1 名につき、介護者 1 名を減免（無料）します。

※専用利用は障害者が過半数以上で減免制度が適用されます。(介護者は構成員に含めない)

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金に切り替えます。

▼料金の計算方法 （材料費＋加工室利用料＝請求金額）

(例) うどん打ち体験で、障害者大人 2 名、介護者 2 名、大人 1 名で、材料 5 人分の場合の料金

材料費		加工室利用料金		請求額
350 円×5 名＝1,750 円	+	障害者大人 50 円×2 名＝100 円		
		介護者 2 名＝無料	=	2,000 円
計 1,750 円		一般大人 150 円×1 名＝150 円		
		小計 250 円		

(2) イベントホール (H29.4.1～)

	一般		障害者	
専用利用	開園～12 時	650 円	開園～12 時	150 円
	13 時～17 時	850 円	13 時～17 時	200 円
	開園～17 時	1500 円	開園～17 時	350 円

※専用利用は障害者が過半数以上で減免制度が適用されます。(介護者は構成員に含めない)

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金に切り替えます。